

(第四部)

第二回 参議院司法委員会會議録 第十一号

(三五)

昭和二十三年四月一日(木曜日)午前十一時二分開會

本日の會議に付した事件

○檢察廳法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○檢察審査會法案(内閣送付)

○委員長伊藤修君) これより委員會を開會いたします。

昨日に引續きまして、檢察廳法の一部を改正する法律案並びに檢察審査會法案を議題に供します。昨日に引續き質疑を續けたいします。

○小川友三君) 檢察廳法の一部を改正する法律案の二十三條ですが、「職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに不適し」といふところが「その他」といふ範囲がどこまでであるか、例えは重大な非行の場合であるとか、別に官吏の懲戒の法律があり、又分限法がありますが、この範囲につきまして政府委員の御答辭をお願いいたします。

○政府委員(佐藤藤佐君) その他の事由は、第二十三條に掲げてありますように、「心身の故障、職務上の非能率」といふのは一つの例でありまして、その他只今仰せのような非行のあったような場合も、それによつて檢察官としての職務を執るに不適し事由の適用を受けることとなると思ひます。

○松井道夫君) そうすると、懲戒と重複するようなこともあるわけですか。

○政府委員(佐藤藤佐君) 事例によりましては、一面において懲戒の原因ともなり、又檢察廳法の二十三條の適用を受けて、檢察官適格審査委員會の活動を促すような場合もあるかと考えます。

○松井道夫君) 非能率というのは、これは怠慢は入りませんか。

○政府委員(佐藤藤佐君) 非能率といへば、大體は成績が舉らない。能力が足りないという方が多いと思ひますけれども、能力はそれ程足りなくないが、どうも成績が舉らない。それは怠慢によつて成績が舉らないというような場合も含まれて来ると考へるのであります。

○松井道夫君) 粗雑な捜査で、例えは無罪を起訴してしまつたというような場合も、その粗雑の程度如何によつては入ると考へてよろしいでしょうか。

○政府委員(佐藤藤佐君) 捜査が粗雑であるために公訴の維持が常に崩れてしまふという事柄が多い場合には、職務上の非能率とも考へられます。或いはその他の事由の適用を受けて、第二十三條の適用を受けるということも考へられますが、大體非能率の方に入ると思ひます。

○松井道夫君) 次に第二十三條の一號ですが、三年ごとに全部の檢察官について定時審査を行うということ、審査を行う場合は、常に全檢察官が審査を受けるということになりますか、二號、三號の場合は別ですか、一號の「す

べての檢察官について三年ごとに定時審査を行う」といふのは、仰せのように、全部の檢察官に對して、適格を有する者も、適格を缺いておる者も、すべてについて一應定期的に審査をするという意味であります。

○松井道夫君) 職務を執るに不適し旨の檢察官適格審査委員會の議決があつた場合に、常にその議決に従つて罷免をしなければならぬことにせず、裁量によつて罷免をしないことにした理由、それから適格審査委員會が獨立して權限を行使するという規定がなくして、内閣總理大臣の監督に屬するといふ規定があるわけでありまして、そういうことにした理由を伺いた

○政府委員(佐藤藤佐君) 檢察官適格審査委員會が職務を行うに當りましては、勿論獨立してその職務を行うのでありますけれども、委員會が行政上何人の監督に屬するか、その所管を明らかにするために、内閣總理大臣の監督に屬するとしておるのであります。行政的な事務は監督を受けませんが、行政的監督を受けるに當りましては、勿論獨立して行うのであります。内閣總理大臣の指揮監督は受けないのであります。

○松井道夫君) 若しその議決を不相當と認めるときは、必ずしも法務總裁がそれに従ふ必要がないという趣旨は、第二十三條の第三號の終りの方に、「その議決を相當と認めるとき

は、當該檢察官の罷免の勸告をしななければならない」といふ規定から明らかであります。かように折角檢察官適格審査委員會を設けながら、その審査委員會の議決に従わない場合もあり得る途を設けましたのは、全國の檢察官に對して指揮監督をする最高の責任者は法務總裁なのでありますから、法務總裁は自己の責任において、すべての檢察官を指揮監督し、罷免の事由があれば罷免の勸告を任免権者にいたさなければならぬのであります。その責任の所在を明らかにするために、場合によつては法務總裁は自己の責任において議決を不相當と認めるときに、これに従わないことができるという建前にいたしましたのであります。併しながら實際上は適格審査委員會の議決に法務總裁が善處されることと思ひてあります。

○松井道夫君) 第二十三條の第一號及び第三號の場合には、適格審査委員會が必ずしも審査を議決するのでありますから、法務總裁が知らない事柄について議決されることもありませんから、さうな場合には意見の違ふことも考へられませんが、第二號の場合には、必ずしも法務總裁の請求によつて審査をすべきであるから、第二號の場合には、法務總裁の意見と審査委員會の議決と違ふという事は考へられないのであります。いずれの場合にしても、かような制度を設けた以上は、法務總裁はできるだけ審査委員會の議決を尊重して善

處することと思はれるのであります。

○松井道夫君) この規定を設けられる根本の趣旨は、すべて官吏の任免は國民の固有の權利であるという憲法の原則から出たものと解してよろしいかどうか、これに國會議員が入れてあります。その趣旨で入つておるものがあるかどうか。その點をお伺ひいたします。

○政府委員(佐藤藤佐君) 全く仰せの通りであります。

○松井道夫君) 尙、檢察官、法務廳官吏、裁判官、辯護士及び日本學士院會員の中から選任される委員の選任方法が規定してありませんが、どういふ選任方法によられる趣旨でありますか。

○政府委員(佐藤藤佐君) ここに列擧されております審査委員の中で、檢察官と法務廳官吏は、これは法務總裁が任命するのであります。その外の國會議員、裁判官、辯護士、日本學士院會員、これはそれらの團體と申します。グループの中からそれを選任されるのであります。その方法は、別に定めます。檢察官適格審査委員會官制という政令案を以て規定したいと考へております。

○松井道夫君) 三年ごとに定時審査を行う場合は、全檢察官でありまして、而もその外にこの二號、三號の場合があるから、それでこの職務は極めて重大であるばかりでなく、その事務の分量も相當多いと考へられるのであります。これらの委員に對する待遇はどんなことにされる御豫定で

は、當該檢察官の罷免の勸告をしななければならない」といふ規定から明らかであります。かように折角檢察官適格審査委員會を設けながら、その審査委員會の議決に従わない場合もあり得る途を設けましたのは、全國の檢察官に對して指揮監督をする最高の責任者は法務總裁なのでありますから、法務總裁は自己の責任において、すべての檢察官を指揮監督し、罷免の事由があれば罷免の勸告を任免権者にいたさなければならぬのであります。その責任の所在を明らかにするために、場合によつては法務總裁は自己の責任において議決を不相當と認めるときに、これに従わないことができるという建前にいたしましたのであります。併しながら實際上は適格審査委員會の議決に法務總裁が善處されることと思ひてあります。

○松井道夫君) 第二十三條の第一號及び第三號の場合には、適格審査委員會が必ずしも審査を議決するのでありますから、法務總裁が知らない事柄について議決されることもありませんから、さうな場合には意見の違ふことも考へられませんが、第二號の場合には、必ずしも法務總裁の請求によつて審査をすべきであるから、第二號の場合には、法務總裁の意見と審査委員會の議決と違ふという事は考へられないのであります。いずれの場合にしても、かような制度を設けた以上は、法務總裁はできるだけ審査委員會の議決を尊重して善處することと思はれるのであります。

○松井道夫君) この規定を設けられる根本の趣旨は、すべて官吏の任免は國民の固有の權利であるという憲法の原則から出たものと解してよろしいかどうか、これに國會議員が入れてあります。その趣旨で入つておるものがあるかどうか。その點をお伺ひいたします。

あるか、又その豫算のようなものもどの程度のものにされる御意向であるか、その點について伺いたいと思ひます。
○政府委員(佐藤藤佐君) 委員の手當等につきましては、一般の委員の例もありませんので、それに倣わなければならぬのでありますが、これに要する豫算は、目下大蔵省と折衝中であり

○鬼丸義齋君 檢察官適格審査委員会に付せられる適否の標準について、檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因り」とありま

するが、この場合と、それから彈劾裁判所法にありまると、彈劾官の彈劾の場合との間において、どの程度の相違があるのか、或いは又裁判官の彈劾事項になつておられます事項は、全部この中に含まれるものであるか、又それを殊更區別いたします理由ありや否や、恐らく制度の趣旨は同じものであると考えられるのであります。然るに殊更その間區別する理由があるかどうか、ありとすればその理由はどういう理由によつて、この間に區別をしなければならぬかという點を尋ねることが第一番。

それから御二は二十三條の二項によりまると、先程政府委員の御説明がありましたごとくに、期限外の個々の場合の檢察官の隨時審査に對しましては、法務總裁の請求によつて變動されることであるが、第一項の場合にも、定時審査の場合におきましても、法務總裁の請求なくとも審査委員

とを法務總裁は知りながら、敢てその措置をとらなかつたという一面の政治上の責任を負つておられますところの法務總裁に對して、審査委員会が不適なりとして決定をいたしましたについて、その結果に對して法務總裁がそれを相當か、不相當かということを決定することを一に法務總裁の裁量に一任いたしましたことになれば、甚だその間の責任というものと矛盾接觸をしないかと思ひます。若し審査委員会において不適なりと決定いたしましたならば、少くとも第一項の場合におきます場合においては、その決定に對しては法務總裁は拘束を受けなければ精神が一貫しないように思ひます。

例へば裁判官に對する彈劾裁判所の決定のごとく、審査委員会の決定はそのまま裁判所を拘束いたしますことにならなければ、監督上の責任と矛盾をいたすことになりやしないか。又陪審法の規定に對するところ、陪審員の決定に對しては裁判所が意見を異にいたしました場合においては、更に再度の陪審を許すことになつておりますが故に、今日の陪審制度というものは有名無實に終つております。

そこで民主化を期するがためには、やはり名實共に成果あらしむべき制度でなければ私共は本當の民主化を期す趣旨に適わぬと思ひます。で、ただ民主化ということ、偽裝民主化であつてはならないと思ひます。苟くも審査委員会を設けられて、そしてその審査委員会が決定いたしましたのについて、その監督の責にあるべき法務總裁の裁量に一任いたします

ことにならば、やはりこの陪審制度と同じようなことであつて偽裝民主化になる虞れがあると思ひます。この點に對します提案者の理由を拜聴いたしたいと思います。
○政府委員(佐藤藤佐君) 第一點のお尋ねの裁判官に對しては彈劾官という特別な制度があるのに、檢察廳に對しては、その彈劾法によらずして、別に檢察廳法第二十三條を以つて罷免の制度を設けたのはどういふわけかというお尋ねのように拜聴いたしましたのであります。が、裁判官の彈劾につきましても、新憲法において特に規定されてお

りますので、憲法の趣旨に従つて裁判官の彈劾法という特別な制度が設けられたものと存するのであります。檢察官はその職務の性質は、裁判官に準じてはおりますけれども、身分はどこまでも行政官なのでありますから、一般の行政官に對しては國家公務員法の制度が設けられておりますので、檢察官に對しても、この國家公務員法の第七十八條に準じて檢察廳法の中に、第二十三條の改正規定を設けようという趣旨であるのであります。彈劾の方法によつて罷免すること、檢察廳法の第二十三條に規定するような適格審査委員会の議決を経て罷免する方法と、どちらが効果があるか、いずれも民主的な制度ではありますけれども、實際上の運用としてどちらが活潑に運用されるか、どちらがより効果的であるか、ということ、これは双方

の制度が實施されて、その運用の結果を見なければ、今假かに推斷を許さないことではありますけれども、私の考へるところでは、彈劾の制度よりも、この適格審査委員会の議決を経て

罷免するという方法の方が、より活潑に運用されるのではないかと、いふふう

に想像されるのであります。
なご彈劾裁判によつて罷免される場合には、その裁判官の指揮監督者を通じて、彈劾裁判の結果に照して任

免権者とその裁判官を罷免する制度のようになつておると私は記憶しておるのであります。ここに裁判官の彈劾法が手許にありませんので、正確なことは申し上げ兼ねるのであります。が、彈劾の制度と、任免権者の諮問機關たる審査委員会の制度とは、そこがおのずから違つておりました。審査委員

會の方は、審査委員会の議決があつても、その儘それによつて、罷免権者が、その議決通り行動しなければならぬというわけではないのであります。先程申し上げましたように、法務總裁が、檢察官に對して、指揮監督の責任があるのではありませんから、その責任を明らかにするためには、どうして

も、審査委員会の議決に盲従するといふ制度では責任が明らかにならないのであります。議決はあつた、その議決を尊重して、法務總裁の自由裁量に

おいて善處するといふところに、法務總裁の責任が明らかにされるのであります。裁判所と別個な機關によつて裁判される裁判官の彈劾の制度と、適格審査委員会という諮問機關の制度とは、どうしても制度上、建前が違つておるようには私は解釋しておるのであります。
○鬼丸義齋君 第二の點は、御答辯は……。
○政府委員(佐藤藤佐君) 第二のお尋ねの點について申し上げます。かように法務總裁の自由裁量によつて罷免の勸

告をするという制度を徹底させては、民主主義の精神が徹底しないではないかというお尋ねのように拜聴したようにあります。只今申し上げましたように、檢察官の最後の指揮監督者である法務總裁が自己の責任において、罷免を勸告するところ、法務總裁の責任が明らかになるのであります。が、その法務總裁の責任において罷免を勸告するに當つて、一般の國民の意思を尊重して、最後の決断をするという建前を本法で採用いたしましたのであります。

殊に審査委員会の委員の十一名というのには、ここに別舉されておられますように、檢察官に直接關係のある各方面の代表的な方でありまして、その中、過半数の六人は國民の代表者であるから、審査委員会の議決と

いふものは、國民の大體の意思を反映した議決と見なければならぬのであります。で、この議決を尊重して、そうして法務總裁が自己の責任において善處するといふところで、檢察の民主化も關ることができまるとし、又平素から指揮監督の責任にある法務總裁の責任といふものも、明らかにすると考へられるのであります。若し、法務總裁は平素は指揮監督しておられるけれども、いざ任

免をするといふときには、審査委員の議決通り、これに従わなければならぬといふことになりましますならば、一面においては非常に檢察の民主化が徹底しておるようには見えましますけれども、他面において最終の指揮監督権を握つておる法務總裁の責任といふものは、

法務總裁の責任が明らかにならぬと思

にそういう部下に非行のありまするこ

も、この適格審査委員会の議決を経て

務總裁の自由裁量によつて罷免の動

ておる務總裁の責任というものは、

明らかにならないのでありますから、
本法におきましては、法務總裁の責任
を明らかにすると共に、民意を反映せ
しめて、檢察の民主化を圖ろうとい
うところに改正の狙いがあるのでありま
す。

○鬼丸義爾君 私の質問の趣旨が徹底
をいたさなかつたか、御答辯が私の聽
かんといいたしましたところ、大分離
れておりましたので、私の聽かんとい
たします趣旨をもう一回申述べて見
たいと思ひます。

成程、この裁判官の場合におきま
しては憲法の規定がございませう。その憲
法の規定によつて彈劾裁判所法とい
うものがございませう。その趣旨が
同時に又檢察官の職務の性質からい
まして、一般官吏よりも更にこうし
た事項に對して慎重なる審査方法を設
けるという制度も至極結構だと思ひま
す。私の伺ひたいと思ひます。こと
は、先ず第一に、この審査委員会の性
質は如何なる性質を持つものである
か。それから第二は、この二十三條の
規定にございませう「檢察官適格審
査委員会は、檢察官が心身の故障、職務
上の非能率その他の事由に因りその職
務を執行に適しないかどうかを審査
し」たりする。ここで最初の心身の故
障或いは職務上の非能率、これは明示
してあります。その他の事由に因つ
て職務を執行に適しないというこ
とであります。いわゆる職務執行の不
適格者であります。この不適格者とい
ふことは非常に抽象的でありませ
う。即ち裁判官彈劾法によります
「職務上の義務に著しく違反し、又は職
務を遂げなかつたとき。」或いは「そ
の他職務の内外を問わず、裁判官とし

ての威信を著しく失ふべき非行があ
つたとき。」これらの事由がございま
す。場合によつて、矢張りこの檢察官にお
きまして、その職務に在りませうこと
は不適格者ではなからうかと思ひま
す。故にこういふ趣旨の
ものも當然その他の事由の中に含ま
れるものであるかどうか。含まれる
ものであるとすれば、既にあります裁
判官彈劾法という規定を特に示さず、
その他の事由に因るといふことにな
りますと、この裁判官彈劾法により
する裁判官の彈劾事項とは又更にその
範圍が廣いのであるか、狭いのであ
るか、その點を第一に伺ひたかつた
のであります。

それから第二の點は、私の伺ひたい
と思ひます。これは、この審査委員
会の性質如何にも係りませうが、先
程政府委員の御答辯にありませう若
し審査委員会が單なる法務總裁の諮
問機關といひましたならば、これは
何をか言わんやであります。ところが
すに、こうした各階層から選ばれ
たいわゆる權威ある一つの審査委員
會が結成されまして、その審査の結
果、不適格者なりとして決定された
のであるといひましたならば、法務
總裁がそれを相當、不相當といふ裁
量をここに更に與へませうことは、
むしろこの法務總裁に部下監督の責
任のありませうこと、利害相反する
立場にあると考へるのであります。成
程法務總裁は第二號の場合におきま
すと、總裁みずから審査を請求して
審査に掛けるのでありますから、こ
れは紙糊の場合に凡そないでありませ
うが、その他の場合の定期的審査を
いたします場合のときは、審査委員

會が積極的に委員会みずからとして、
一般的に審査したのであります。か
ら、不適格なる部下に對する監督
の責任あるべき法務總裁が、その不
なることを知らず、審査委員会によ
つてそれを指摘されたといふことであ
りますならば、それ自體に監督不行
の責任が法務總裁にあるのでありま
す。その責任のあります法務總裁に
對しまして、自由裁量權を與へたとい
はしたならば、その點に私は多大
な疑義を持つのであります。

そこで私の申し上げたこと、若
し民主化の徹底を圖らんとするので
あるならば、苟くも審査委員会にお
いて決定したならば、法務總裁とし
ては、その審査委員会の決定に懸
念をもち、然らずして尙且つ
なるのではないかと。然らずして尙且つ
したならば、これは眞の民主化では
ない。民主化を徹わんがための制度
ではないかといふことの疑ひを持ちま
すが、故にお伺ひいたしましたのであ
ります。どうかその點に對して御明
確なる御説明を伺ひたいと思ひま
す。

○政府委員(佐藤藤三郎) 裁判官の
弾劾裁判による罷免の事由と、檢察官
の罷免の事由とが大體一致するものと
解したるは、これは眞の民主化では
ない。民主化を徹わんがための制度
ではないかといふことの疑ひを持ちま
すが、故にお伺ひいたしましたのであ
ります。どうかその點に對して御明
確なる御説明を伺ひたいと思ひま
す。

○鬼丸義爾君 只今の御答辯に從いま
すと、ここにいわゆる檢察官適格審
査委員会というものの性質は、諮問機
關であるといふ御説明に拜聴いたした
のであります。若しこの適格審査委員
會が法務總裁の諮問機關であるとい
はしたならば、これは私は法文の上
において今少しく明確にして置かな
ければならぬと思ひます。二十三條
の規定を見ましても、檢察官適格審
査委員会が法務總裁の諮問機關であ
るといふことは、この條文だけ

では明確でないと思ひます。只今の御
説明を承つて、初めてこの委員会の性
質が諮問機關であるといふことを私共
が知得たのであります。若しこの制
度がかような委員会を作られて、そ
うして法務總裁職務執行に對する
若しくは法務總裁の職務執行を助
ける性質のものであるといひました
ならば、それは又別な意味から考へな
ければならぬと思ひます。二十三條
の規定の書き方から見れば、私はこ
の檢察官適格審査委員会というもの
は、法務總裁の單なる諮問機關では
ないかと思ひます。檢察官の
扱われませう職務の性質が、國民の
權利という重要な點にかつてお
するところから、一般公務員より格
段なる監督機關を設けて、そうして
適格なる人をして、この職務を遂
行せしめたいといふ趣旨からできた
ものでないかと思ひます。

果して然りと思ひましたならば、
不適格者をして、法務總裁はみずか
ら監督の責任あるに拘わらず、自分
の不明のためにその不適格といふ
ことを知りながら、尙且つ發見せず
して使つておつたといふ法務總裁
みずからの、私は責任があると思
ひます。不適格者かどうかといふ
ことを審査委員会に對して決めて
これを法務總裁の責任に對して辭職
を勧告するといふのであります。な
らばその責任の所在といふものが、
私の伺ひたい責任とは、責任の又、
性質が違ふと思ひます。不適格者
を使つておられます法務總裁は、自
己の不明のために不適格者である
といふことを知らないといふ一つの
責任があるのであります。

○鬼丸義爾君 只今の御答辯に從いま
すと、ここにいわゆる檢察官適格審
査委員会というものの性質は、諮問機
關であるといふ御説明に拜聴いたした
のであります。若しこの適格審査委員
會が法務總裁の諮問機關であるとい
はしたならば、これは私は法文の上
において今少しく明確にして置かな
ければならぬと思ひます。二十三條
の規定を見ましても、檢察官適格審
査委員会が法務總裁の諮問機關であ
るといふことは、この條文だけ

では明確でないと思ひます。只今の御
説明を承つて、初めてこの委員会の性
質が諮問機關であるといふことを私共
が知得たのであります。若しこの制
度がかような委員会を作られて、そ
うして法務總裁職務執行に對する
若しくは法務總裁の職務執行を助
ける性質のものであるといひました
ならば、それは又別な意味から考へな
ければならぬと思ひます。二十三條
の規定の書き方から見れば、私はこ
の檢察官適格審査委員会というもの
は、法務總裁の單なる諮問機關では
ないかと思ひます。檢察官の
扱われませう職務の性質が、國民の
權利という重要な點にかつてお
するところから、一般公務員より格
段なる監督機關を設けて、そうして
適格なる人をして、この職務を遂
行せしめたいといふ趣旨からできた
ものでないかと思ひます。

果して然りと思ひましたならば、
不適格者をして、法務總裁はみずか
ら監督の責任あるに拘わらず、自分
の不明のためにその不適格といふ
ことを知りながら、尙且つ發見せず
して使つておつたといふ法務總裁
みずからの、私は責任があると思
ひます。不適格者かどうかといふ
ことを審査委員会に對して決めて
これを法務總裁の責任に對して辭職
を勧告するといふのであります。な
らばその責任の所在といふものが、
私の伺ひたい責任とは、責任の又、
性質が違ふと思ひます。不適格者
を使つておられます法務總裁は、自
己の不明のために不適格者である
といふことを知らないといふ一つの
責任があるのであります。

果して然りと思ひましたならば、
不適格者をして、法務總裁はみずか
ら監督の責任あるに拘わらず、自分
の不明のためにその不適格といふ
ことを知りながら、尙且つ發見せず
して使つておつたといふ法務總裁
みずからの、私は責任があると思
ひます。不適格者かどうかといふ
ことを審査委員会に對して決めて
これを法務總裁の責任に對して辭職
を勧告するといふのであります。な
らばその責任の所在といふものが、
私の伺ひたい責任とは、責任の又、
性質が違ふと思ひます。不適格者
を使つておられます法務總裁は、自
己の不明のために不適格者である
といふことを知らないといふ一つの
責任があるのであります。

る。私はその點に對します矛盾が理解できないのでありまして、やはりこの審査委員会の性質は、法文の記載から言いますと、私は單なる諮問機關とは思いません。その點どうであるかというところも承りたい。只今重ねて伺います。した點について今少し明確なる御説明を承りたいと思ひます。

○政府委員(佐藤藤佐君) 普通に使われておられる諮問機關という場合には、或る責任者から或る事項を諮問されて、その諮問に應じて答をするというものが、諮問機關の意味であります。が、そういう意味の諮問機關ではないと思ひます。この條文に示されておられますように、檢察官を罷免する場合には必ず先ず適格審査委員会の議決がなければならぬ。その次には法務總裁の罷免勧告がなければならぬ。そして、任免權者の罷免という手續が行われるのでありまして、單なる普通に使われる諮問機關とは考へておられます。ただ議決があれば議決通りに法務總裁が行動しなければならぬかと言いますと、議決があつてその議決が相當と認められた場合には、議決通りに従わなければならぬ。こういふふうにこの第三項に規定してありますので、結局審査委員会というものは一般に言ひ諮問機關でもないし、又議決機關でもないといふことになるのであります。若し先程の私の答辭の中に諮問機關という言葉を使つたとしても存するものであります。

それから定時審査をしておられる際に、或る檢察官に不適格者を見出してそれを法務總裁に通知した場合には、法務總裁がさうな不適格者を放任してお

つたといふことが、法務總裁の責任ではないかといふお言葉のように拜聴したのであります。それは勿論法務總裁の責任であります。さうな不適格者を法務總裁が放任しておつたといふことは、これは法務總裁の責任であります。けれども、そのことと、その不適格者であるからそれを罷免するといふそのこととは、又別なものであります。その不適格者を罷免するといふ場合には、法務總裁は自己の責任において罷免を勧告しなければならぬのであります。先程私が申上げておりました法務總裁の責任において、責任においてといふのは、その罷免の責任であります。罷免の責任はどこまでも法務總裁が負擔すべきものであつて、審査委員会が負擔すべきものではない。かように考へておるのであります。

○鬼丸義彌君 大變くどく伺ひますので恐縮であります。了解ができませんので重ねて伺ひます。この二十三條の一號にありますが、定時審査の場合におきますその審査の結果、不適格者を発見したといふことについて、法務總裁にも不適格者と知らずして使つておつた責任がある。これはお認め頂いたのであります。これはお認め頂いたものであります。若しそれといたしましてならば、一面法務總裁の責任を、むしろ審査委員会において、職務怠慢の、むしろ法務總裁の責任のあることが明確になるのであります。その場合に、その法務總裁が、その適格、不適格を相當か不相當かといふことを總裁の考へによつて右、或いは左に決定しようとする。これは、或る程の程機の上の議論におきましては、或いは性質が違ふといふやうなことも言ひ得ましようけれども法務總裁

と雖も人間でありますから、人間であります限りにおきましては、自分の責任をみづから認めるか認めざるかといふやうなこともなおりますので、むしろ、その點については審査委員会と法務總裁とは利害相反するやうな立場と思ひます。

そつたといふやうな場合におきましては、少くとも審査委員会の議決自體が、不適當か否かといふことを判断せんとするのには、法務總裁の手を煩わさずして、又他の手によつてその黑白を判別することが、むしろ筋の通る行き方でないかと思ひます。いゝわゆる法務總裁に責任あるや否やといふことの、審査委員会の議決につきましては、むしろ法務總裁とは利害相反することを。故にその利害相反することを法務總裁みづからにおいて相當か不相當かといふことを判断して、而もそれに效力付けるといふことにつきましては、大變そこに無理がありはしないかと思ひます。その點についてのお考はどうかであるか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤藤佐君) 制度の立て方といたしましては、仰せのように審査委員会に全責任を持たせて、檢察官を罷免するといふことも考へられましようけれども、この檢察官法の建前として、どこまでも檢察官の罷免は法務總裁の責任において行つた。ただその法務總裁が罷免するについては、一般の行政官を罷免する場合と違つて、檢察官については特に檢察官適格審査委員会の議決を経て、そつたしてその議決が相當と思はれるときに、初めて法務總裁が罷免をなすことができ、勝手に罷免してはならぬ。こつた

う檢察官の身分を保障しておるのでありまして、法務總裁に檢察官罷免の責任を持たせる方がよろしいか、或いは法務總裁を離れて檢察官適格審査委員会に責任を負わせて、罷免の手續をする方がよろしいか。これは制度の立て方としてどちらが適當であるかといふ論は、これは考へようによつて立ち得ると思ひますけれども、私共の考へたしましては、どこまでも平素の檢察官の職務の内外を問わず、指揮監督の責任のある法務總裁に罷免の責任を負わしめる方が最も適當である。こつた考へもとにがやうな制度を採つたのであります。

例へば刑事裁判において裁判をする場合には、裁判官の責任において裁判をいたすのであります。その際に裁判の重要な資料となるもので、専門家の鑑定人の鑑定といふものがよくあるのであります。この場合に、専門家が鑑定したのであるから、その鑑定通りに裁判すればよろしいのではないかといふことも、一つの考へ方でありましようけれども、現在の制度の下におきましては、専門家の鑑定人の鑑定があつて、そつたしてその鑑定を相當と思はれるときには、その鑑定に従つて裁判をするといふのが、現在の裁判のやり方でありましよう。丁度例えて申上げますればさうな制度を採つたのであります。

○鬼丸義彌君 私はこの本質的には或いは同様な趣旨になるのかと思ひます。が、先程もちよつと一言いたしましたごとくに、陪審法が布かれたりしてから後に、陪審裁判といふものが殆んど有名無實に閉店休業の状態にありましよう

ことは、要するに裁判官の意見と陪審員の意見と對立いたしました場合に、何回でも裁判官の意見と一致いたしましたまで陪審をやや替へさせることになつておられます。こつたやうな有名無實な結果になりましようといふことと、陪審制度自體の今日まで、實はそれは偽裝の民主制度であるといふことに、陪審制度自體の今日まで、實例から見まして、遺憾に思つておるのであります。すでに國を舉げて民主制度を本當に徹底せんとしつたやうな、やはり不徹底なる民主化のやり方はよくない。そつた意味から私は強くこの點に疑問を持ちますために伺ひたいと思ひます。

大體法務總裁に責任あることをみづからの判断によつて、利害相反することに對して、その責任を負はせまうことは、むしろそれ自體に大きな無理があるものであります。やはりこの制度も、そつたやうな制度になりまして、結局結論を得まして、法務總裁と反對なる結論を得たといつたとしても、總裁の裁量によつて直ちにそれが容れられないといふことになりましよう。こつた、その見透しの下において審査委員会といふものはやはり陪審制度と同じことに、有名無實に終るやうになりはしないかといふことを多分に恐れるのであります。故に制度を布くならば、本當の民主制度に徹する制度でなければ、折角の制度も、やはり有名無實に終りはしないか、こつた意味に實は考へましたので、先程から再三伺つたのであります。この點に對

し、公井當夫君 よつと二點です。國

と言し得ましたよけれども法務総裁

る、勝手に罷免してはならん。こ

名無實に閑居休業の状態にあります

しまする政府の御所見はどんなもので

し

ありましようか。重ねて伺います。

○政府委員(佐藤藤佐君) 民主主義の思想を徹底させるためには、檢察審査委員の下に責任を持たせて、檢察審査委員の議決に従つて罷免をするという方が、檢察民主化の徹底を期する上において最上ではないかという御意見でございますが、成程、民主化を徹底するためには仰せの通りな制度にする方が徹底はいたしまするけれども、さようにいたしますれば法務総裁の責任というものが、そこで逃れてしまふのでありまして、民主化を期しながら、而も監督の責任者に最後の責任を持たせようという、両方からの目的を持つておるために、そこが御質問のようにも徹底しない嫌いがあつたのではないかと思つたのであります、やはり法務総裁に責任を負わせながら、而もできるだけ民主化を圖ろうとしておるのであります。かように、審査委員の議決通りに罷免の手續をしなければならぬというふうにはいたさなくとも、この制度によりまして、各方面の代表者、而も國民の意思を最も正當に反映せられておる檢察官適格審査委員の議決がありますれば、これを尊重して法務総裁が善處するということは當然のことでありまますから、大抵の場合は適格審査委員の議決と、法務総裁の最後の裁断と違つておることはあり得ないのではないかというように考へるのであります。

に基いて裁判をするという制度であつたがために、我が國の陪審法があまり活用されなかつたのではないかと御意見であります。この點はさうな御意見をしばしば承るのでありまして、英米の陪審の制度と違ひまして、陪審員に絶対の判断権がなく、陪審員の判断と裁判官の判断と一致したときに、裁判を下されるという鶴的陪審制度が我が國において施行されたために、我が國の陪審法があまり活用されなかつたという一つの原因であることは、私もそれは認めるのであります。

○松井道夫君 ちよつと二點だけ。國會議員が六名ということになつておられますが、この法案によりますと、衆議院議員及び参議院議員というので、通じて六人と認めるのであります。政府當局とされては、その内容は、うまい工合に考えられるか。それが一點。それから國民が直接、適格審査委員の職權の發動を促す権限があることにしなかつた理由を伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤藤佐君) 檢察官適格審査委員の委員は十一名でありまして、その中六名は衆議院議員及び参議院議員の豫定の下に、別に官制案では、衆議院議員三人、参議院議員三人と、それら五選によつて選出されるものと立案したのであります。而も、衆議院の司法委員會の方にござりますが、衆議院議員と参議院議員の人員が、大體四對二の割合になつておるから、六人の中衆議院議員四人、参議院議員二人、とせう明確に本法において規定する方が多いのではないかと、さういふ意見が多數でありまして、その點は衆議院の司法委員會において改正されたのであります。

併しながら最後に裁判官の責任において、裁判官の最後の判断によつて裁判をするという制度がよろしいか、裁判官の判断を交えないで陪審員だけの判断で裁判される制度の方がよろしいか、この利害得失につきましてもは學者間においても非常に論ぜられるところでありまして、御承知のように陪審法では英米では相當用いられておりますが、歐洲大陸においては失敗に歸しておるのでありまして、そこに英米の陪審制度が最上の制度であるといふことは、言ひ得ないのではないかと、いふように存じておるのであります。將來我が國の陪審法を復活する場合には、その點についても篤と研究して善處したいと考へておるのであります。

○鬼丸義隆君 我が國の國民の文化の程度から考へまして、陪審制度の陪審員の決定に對しまする拘束力をつけるか否かについては、多大の疑問を持ちます。陪審の法中にある検査審査會

○政府委員(佐藤藤佐君) 檢察官適格審査委員の構成と、ここにいふゆる檢察官適格審査委員の委員の構成とは格段の相違がござります。檢察審査會の方の委員は、丁度陪審法の陪審員のような選任方法になつておるものであります。ところがここに檢察官適格審査委員の審査委員の顔振れを見ますと、國會議員、檢察官、法務廳官吏、裁判官、辯護士及び日本學士院會員、錚々たる顔揃ひの委員を擁します。審査會であります。陪審員の場合、或いは檢察審査會の場合とは同日の論ではないかと思つてあります。その意味におきまして、私はこの檢察官適格審査委員の議決に對しましては、さうした矛盾を押し切つてまでも、法務総裁に相當、不相當の裁量權をここに與える必要があるかないかにつきましては、どうしても理解ができませんのであります。とにかく若しこの審査委員の議決というものが單なる議決であつて、法務総裁の裁量によつて死活が決するということになりますと、自然この委員の活動というものが對しまして大きな影響があつて、思つた通りであります。この點は、一つの審査をなすといつたとしても、總裁の意思如何といつたことが直ちに連想されることとなりまして、折角のこの制度が甚だ活潑な成果を挙げ得ないのではないかといふことに、多大の心配をいたしたのであります。故にここにいふゆる適格審査委員の委員の場合には、檢察審査會及び陪審員の場合とはおのずからその構成に違ひがあるのでありますから、私は審査委員の議決といふものは相當に尊重されて然るべきではないかと思つてあります。法務的には……この點を最後に私お伺い

○政府委員(佐藤藤佐君) 檢察官適格審査委員の委員は十一名でありまして、その中六名は衆議院議員及び参議院議員の豫定の下に、別に官制案では、衆議院議員三人、参議院議員三人と、それら五選によつて選出されるものと立案したのであります。而も、衆議院の司法委員會の方にござりますが、衆議院議員と参議院議員の人員が、大體四對二の割合になつておるから、六人の中衆議院議員四人、参議院議員二人、とせう明確に本法において規定する方が多いのではないかと、さういふ意見が多數でありまして、その點は衆議院の司法委員會において改正されたのであります。

又先年我が國において施行されました陪審法におきましては、陪審員の判断と裁判官の判断と違つた場合には、何れも陪審を繰返して、さうして裁判官の責任において、裁判官の最後の判断

ただ檢察官を罷免するという重大な手續をするには、適格審査委員の議決と法務総裁の勸告との二つの條件が具備しなければ、檢察官を罷免することができないという條件でありまして、どちらが重い、どちらが軽いといふようなことはないで、二つの條件が備つて初めて檢察官を罷免することができるのであります。一つの條件が缺けた場合にはできないといふま

○政府委員(佐藤藤佐君) 檢察官適格審査委員の委員は十一名でありまして、その中六名は衆議院議員及び参議院議員の豫定の下に、別に官制案では、衆議院議員三人、参議院議員三人と、それら五選によつて選出されるものと立案したのであります。而も、衆議院の司法委員會の方にござりますが、衆議院議員と参議院議員の人員が、大體四對二の割合になつておるから、六人の中衆議院議員四人、参議院議員二人、とせう明確に本法において規定する方が多いのではないかと、さういふ意見が多數でありまして、その點は衆議院の司法委員會において改正されたのであります。

次に一般國民が、檢察官の罷免を適格審査委員會對して要求する手續がないではないか、というお尋ねであります。この點は本法において特に請求權を認め、又その請求の手續といふようなことを規定はいたしてありませんけれども、如何なる方法によつて知り得た場合でも、適格審査委員は、その資料に基いて隨時職權で審査を行うことができるのであります。それから、その半面において一般國民が適格審査委員會對して資料を提供する

○政府委員(佐藤藤佐君) 民主主義の思想を徹底させるためには、檢察審査委員の下に責任を持たせて、檢察審査委員の議決に従つて罷免をするという方が、檢察民主化の徹底を期する上において最上ではないかという御意見でございますが、成程、民主化を徹底するためには仰せの通りな制度にする方が徹底はいたしまするけれども、さようにいたしますれば法務総裁の責任というものが、そこで逃れてしまふのでありまして、民主化を期しながら、而も監督の責任者に最後の責任を持たせようという、両方からの目的を持つておるために、そこが御質問のようにも徹底しない嫌いがあつたのではないかと思つたのであります、やはり法務総裁に責任を負わせながら、而もできるだけ民主化を圖ろうとしておるのであります。かように、審査委員の議決通りに罷免の手續をしなければならぬというふうにはいたさなくとも、この制度によりまして、各方面の代表者、而も國民の意思を最も正當に反映せられておる檢察官適格審査委員の議決がありますれば、これを尊重して法務総裁が善處するということは當然のことでありまますから、大抵の場合は適格審査委員の議決と、法務総裁の最後の裁断と違つておることはあり得ないのではないかというように考へるのであります。

○鬼丸義隆君 我が國の國民の文化の程度から考へまして、陪審制度の陪審員の決定に對しまする拘束力をつけるか否かについては、多大の疑問を持ちます。陪審の法中にある検査審査會

○政府委員(佐藤藤佐君) 檢察官適格審査委員の構成と、ここにいふゆる檢察官適格審査委員の委員の構成とは格段の相違がござります。檢察審査會の方の委員は、丁度陪審法の陪審員のような選任方法になつておるものであります。ところがここにここに檢察官適格審査委員の審査委員の顔振れを見ますと、國會議員、檢察官、法務廳官吏、裁判官、辯護士及び日本學士院會員、錚々たる顔揃ひの委員を擁します。審査會であります。陪審員の場合、或いは檢察審査會の場合とは同日の論ではないかと思つてあります。その意味におきまして、私はこの檢察官適格審査委員の議決に對しましては、さうした矛盾を押し切つてまでも、法務総裁に相當、不相當の裁量權をここに與える必要があるかないかにつきましては、どうしても理解ができませんのであります。とにかく若しこの審査委員の議決というものが單なる議決であつて、法務総裁の裁量によつて死活が決するということになりますと、自然この委員の活動というものが對しまして大きな影響があつて、思つた通りであります。この點は、一つの審査をなすといつたとしても、總裁の意思如何といつたことが直ちに連想されることとなりまして、折角のこの制度が甚だ活潑な成果を挙げ得ないのではないかといふことに、多大の心配をいたしたのであります。故にここにいふゆる適格審査委員の委員の場合には、檢察審査會及び陪審員の場合とはおのずからその構成に違ひがあるのでありますから、私は審査委員の議決といふものは相當に尊重されて然るべきではないかと思つてあります。法務的には……この點を最後に私お伺い

○政府委員(佐藤藤佐君) 檢察官適格審査委員の委員は十一名でありまして、その中六名は衆議院議員及び参議院議員の豫定の下に、別に官制案では、衆議院議員三人、参議院議員三人と、それら五選によつて選出されるものと立案したのであります。而も、衆議院の司法委員會の方にござりますが、衆議院議員と参議院議員の人員が、大體四對二の割合になつておるから、六人の中衆議院議員四人、参議院議員二人、とせう明確に本法において規定する方が多いのではないかと、さういふ意見が多數でありまして、その點は衆議院の司法委員會において改正されたのであります。

という事は本法においても認めておるのでございます。

○大野幸一君 二十三條に「委員会の議決及び法務總裁の勧告を経てその官を免すことができる。」というのであります。その官を免すというものは何人が免すのであるか、こういふ點と、そして三項の終りの方の「當該檢察官の罷免の勧告をしなればならない。」罷免の勧告は誰にやるのか。例えばこれは懲戒委員会に勧告をするのか、法務總裁が罷免を假りにする。任命官が罷免するにも懲戒裁判にかけて、懲戒委員会によつて罷免をするのか。そういうような點を第一點としてお伺いします。

第二點といたしまして、免官の事由として心身の故障、職務上の非能率その他の事由中には重大なる非行を含んでおると思いますが、重大な非行で免官になるとすると、公務員法の八十一條第三號の、非行のあつた場合に懲戒處分として免職されることになつておりますが、この關係とはどういふことになりませうか。即ち懲戒裁判と本法との關係、二つが併立して行くものか、どういふ關係になるのかという事、ここでは免官となつておりますが、公務員法によりますと免職となつております。又今の裁判官の場合には罷免といふように、ときによつていふ／＼な字句が使つてありますが、その字句によつて意味が違ふのか、又先程申しました官吏懲戒令との關係で、この免官と官吏懲戒令の免官との關係はどういふことになつておるか、などをお伺いいたします。

○政府委員(佐藤藤佐君) お尋ねの第一點であります。第一點は、懲戒法第二十三條第一項の官を免すという任免は任免権者からであります。一級官の檢察官は内閣において、二級官の檢察官は内閣總理大臣においてこれを任免することになつておるのであります。そこには省略してありますけれども、官を免す者は内閣又は内閣總理大臣といふその任免権者を指しているのであります。従つて第三項の終りの方に當該檢察官の罷免の勧告をするといふのも、それは任免権者に對して罷免の勧告をするといふ趣旨でございます。それから第二のお尋ねの點であります。免官に重大な非行があつた場合には、やはり懲戒法第二十三條によつて、適格審査委員の審査を請求する事由になるかというお尋ねでございます。これは重大な非行が、それによつて檢察官の職務を執るに適しない程度でありますならば、勿論懲戒法第二十三條の適用があるものと解釋いたしております。従つて重大なる非行があつた場合には、一面において懲戒法第二十三條の適用を受け、他面において官吏懲戒令の適用を受けるという場合も考えられるのであります。同一の事由が、懲戒法の發動によつて罷免するか、或いは懲戒處分によつて罷免するかという事は、その具體的な事例によつて判断されることと思つております。

それから官吏の分限に關する規定の中に、御説のように、免職或いは免官とが用語がまち／＼であります。官吏分限に關する法規の中で、免官といつた場合には免職も含み、免職といつた場合には免官も含む趣旨に、從來解釋されておるよりに考へております。

○大野幸一君 任免権者がこれに基いて免官する場合に、懲戒委員会にかけられるのか、かけないのか。○政府委員(佐藤藤佐君) 懲戒處分によつて罷免するといふような場合には、勿論懲戒法の規定に従つて、懲戒委員会にかけなければならぬものと考へます。

○大野幸一君 この二十三條によつて法務總裁から勧告を受けた場合には、そのまま免官ができるのか。それともその場合でも懲戒委員会にかけなければならぬかということなんです。懲戒事由があれば懲戒委員会にかけるといふのは當り前ですが、懲戒事由でなく、二十三條によつての勧告を受けた場合にはどうかということをお伺いいたします。

○政府委員(佐藤藤佐君) 懲戒法第二十三條に規定されておる事由があつた場合には、檢察官適格審査委員の審査を求めて、そしてその議決によつて罷免したのであります。その事由が若し懲戒免官の事由にも當るといふような場合には、法務總裁の方で、恐らく懲戒法の發動ではなく、官吏懲戒法の發動を求めると存じますけれども、場合によつては、懲戒の事由ではあるけれども懲戒にするまでもなく、とにかく罷免すれば十分だといふような考へから、懲戒法の發動を促さないで、懲戒法第二十三條の適用によつて罷免するといふ場合も考えられるのであります。

○委員(伊藤修君) ここでお語りいたすことが三つござりますが、まず第一に、只今御質疑を願ひました兩法案につきまして、いろいろ關係上本

昭和二十三年六月二十八日印刷

昭和二十三年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局